■『耐震改修事業』補助の流れ

申請者で行っていただく内容	補助金交付申請等の手続き	市（建築課）での処理

1.事前相談
補助対象となる住宅であるか確認しますので、建物の概要（所在地・建築年等）、耐震診断の結果が確認できる書類を準備いただき、事前に市（建築課）に相談してください。

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅が対象です。

2.耐震改修事業を行う業者の選定
耐震改修事業を依頼する業者（設計、工事等）を選定し、補強計画設計、耐震改修工事費用の見積りを依頼して下さい。

3.補助金交付申請
申請書及び添付書類を市（建築課）に提出してください。
必ず、耐震改修事業を行う前に申請してください。

【申請書】
「補助金交付申請書（様式第1号）」
【添付書類】
（1）当該住宅の付近見取図、平面図
（2）所有者及び建築（又は着手）年月日がわかるもの（登記事項証明書等）
（3）耐震診断結果が確認できるもの
（4）見積書等の写し
（5）耐震改修等計画書（様式第1号別紙1）
（6）補助金申請額の計算表（様式第1号別紙2）
（7）申請者及び住宅所有者の市税の滞納がない旨を証明する書類（納税証明書）
（8）その他市長が必要と認める書類

4.補助金交付決定通知書の送付
申請内容を確認し、補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」を送付します。

5.耐震改修事業の契約
耐震改修事業を依頼する業者（設計、工事等）と契約に必要な書類を取り交します。

6.耐震改修事業の実施
耐震補強計画を作成し、耐震改修工事を行います。

7.工事等代金の支払い
耐震改修工事等が完了したら、契約に基づき工事業者に工事代金を支払い、領収書を受け取ります。

8.完了実績報告書の提出
耐震改修事業が完了したら、すみやかに完了実績報告書を提出してください。
【報告書】
「完了実績報告書（様式第5号）」
【添付書類】
（1）耐震補強計画書の写し
（2）耐震改修工事の着工前写真、施工状況写真及び完了写真
（3）耐震改修事業に係る契約書の写し
（4）耐震改修事業に要した費用の領収書の写し
（5）その他市長が必要と認める書類

9.補助金確定通知の送付
完了実績報告書の内容を確認し、補助金の交付が確定しましたら、「補助金等確定通知書」を送付します。

10.補助金の請求
「補助金等交付請求書（様式第7号）」を提出してください。

11.補助金の振込み
請求書を提出いただきましたら、補助金を申請者の指定口座へ振込みます。